

長崎労働基準監督署発表
令和6年10月9日(水)

【照会先】

長崎労働基準監督署

副 署 長 中川 征治

第一方面主任監督官 田中 幸彦

電話 095-846-6391 (17:15 まで)

095-846-6354 (17:15 ~ 19:00)

労働安全衛生法違反容疑で書類送検 ～労働者死傷病報告書を遅滞なく提出しなかった疑い～

長崎労働基準監督署(署長 いのうえ かずひで 井上 和秀)は、本日、有限会社中村防災及び同社代表取締役を、労働安全衛生法違反の疑いで五島区検察庁に書類送検しました。

【事件の概要】

令和4年10月、長崎県五島市内の小学校で防火設備の点検中に同社の労働者が負傷した労働災害について、労働者死傷病報告を長崎労働基準監督署長に遅滞なく提出しなかった疑い(「労災かくし」)。

1 被疑者

(1) 有限会社中村防災

所在地: 長崎県島原市浦の川

事業内容: 防災設備の設計・施工・保守管理業

(2) 代表取締役 A (男 65歳)

2 違反条文

被疑者有限会社中村防災、被疑者Aともに労働安全衛生法違反

同法第100条第1項(報告等)

労働安全衛生規則第97条第1項(労働者死傷病報告)

同法第120条第5号(罰則)

同法第122条(両罰規定)

3 被疑内容

(1) 有限会社中村防災(以下「被疑会社」という。)は、島原市浦の川に本社を置き、五島市籠淵町に五島営業所を設けて、防災設備の保守・管理等を行っています。

- (2) 被疑者 A は、被疑会社の代表取締役で、官公庁に対する各種報告を担当する者です。
- (3) 令和 4 年 10 月 11 日、被疑会社の労働者 B (男 52 歳) が五島市内の小学校で火災報知器の点検作業中、右足指骨折の負傷により 11 日間休業しましたが、遅滞なく、長崎労働基準監督署長に労働者死傷病報告を提出しなかったものです。
- なお、同報告書は、災害発生日から 1 年 8 か月余り経過後に提出されました。

4 その他

労働安全衛生法第 100 条第 1 項(労働安全衛生規則第 97 条)の規定は、事業者が、その使用する労働者が業務上の負傷等により、4 日以上休業したときは、所轄労働基準監督署長あてに「労働者死傷病報告」(様式第 23 号)を提出する義務を課しています。

同法が事業者はこの報告の提出を義務付けているのは、労働基準監督署が当該報告により、労働災害の発生要因等を一早く把握、分析し、当該事業場に対し同種災害の再発防止対策を確立させることはもとより、事後の労働基準行政の推進に資するためであり、労働災害の発生状況を正確に把握することは労働災害防止対策にとって極めて重要です。

以上を踏まえ、これまで当署は、労災かくし事案について司法処分を含め、厳正に対処してきたところであり、今後も同様に対処していく方針です。

なお、長崎労働局管内において平成 31 年度(令和元年度)以降に送致した労災かくし事案は、本件を含めて 10 件(うち長崎労働基準監督署 6 件)となります。

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）

（報告等）

第百条

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

（第二項及び第三項省略）

（罰則）

第百二十条

次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

（第一号から第四号省略）

五 第百条第一項又は第三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかった者

（第六号省略）

（両罰規定）

第百二十二条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第百十六条、第百十七条、第百十九条又は第百二十条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）

（労働者死傷病報告）

第九十七条

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物内における負傷、窒息又は急性中毒により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、様式第二十三号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、休業の日数が四日に満たないときは、事業者は、同項の規定にかかわらず、一月から三月まで、四月から六月まで、七月から九月まで及び十月から十二月までの期間における当該事実について、様式第二十四号による報告書をそれぞれの期間における最後の月の翌月末日までに、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。